

令和6年11月14日
保健福祉政策部

避難行動要支援者支援事業の進捗について

1 主旨

区では、令和4年4月に「世田谷区避難行動要支援者避難支援プラン」の改定を行い、避難行動要支援者（以下、「要支援者」という）の支援に取り組んできた。

令和6年度の「避難行動要支援者個別避難計画」（以下、「個別避難計画」という）の作成に関する取り組み、風水害時における高齢者・障害者施設での事前受け入れについて、その進捗状況を報告する。

※参考 避難行動要支援者

- ①要介護4又は5に相当するもの
- ②ひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみ世帯で要介護3に該当する者
（近隣に常時その者の様子を知り得る親族がいる者を除く）
- ③身体障害者手帳1級で次の種別に該当する者
視覚、四肢、体幹、半身、両下肢、片下肢、移動、聴覚
※聴覚は2級までを対象とする。
- ④愛の手帳1度又は2度の者
- ⑤精神障害者や難病の者等のうち区長が特に必要と認めた者

2 個別避難計画作成の進捗状況

令和4年度より、発災時の安否確認・避難勧奨が円滑に進むよう、多摩川洪水浸水想定区域内（風水害・震災）に居住する要支援者を対象に、郵送による調査及び個別避難計画（以下、「計画」という）の作成を開始した。

令和5年度は、多摩川洪水浸水想定区域内（風水害・震災）だけでなく、多摩川洪水浸水想定区域外（震災）に居住する要支援者も対象とし、計画の作成を行った。

令和6年度においても、転入等による新規対象者及び計画未作成者に対し、郵送による調査し、計画の作成を行う。また、計画未作成者への計画作成支援として、本年6月から、多摩川洪水浸水想定区域内（風水害・震災）に居住する調査票未回答者のうち、高齢者を対象とした居宅介護支援事業者による訪問調査を開始した。

	世田谷		北沢		玉川		砧		烏山		合計	
	調査対象	計画作成	調査対象	計画作成	調査対象	計画作成	調査対象	計画作成	調査対象	計画作成	調査対象	計画作成
令和4年度 (多摩川)	—	—	—	—	243	160	303	160	—	—	546	320
令和5年度	2,168	1,138	1,403	737	2,040	1,128	1,748	1,030	1,093	624	8,452	4,657
※内(多摩川)	—	—	—	—	269	164	309	195	—	—	578	359
令和6年度	1,135	—	729	—	1,060	60	798	47	560	—	4,282	107
※内(多摩川)	—	—	—	—	119	60	106	47	—	—	225	107

※令和6年8月30日現在

※（多摩川）は多摩川洪水浸水想定区域内（風水害・震災）に居住する要支援者の数を示す。令和6年度は令和6年4月17日現在の調査対象者数。

3 令和6年度の個別避難計画作成の取り組み及び課題

- （1）令和6年度は、転入等による新規対象者及び計画未作成者に対し、郵送による調査及び計画の作成を昨年度に引き続き行う。

- (2) 本年6月から、令和5年度の風水害時の調査票未回答者を対象に、介護支援専門員の訪問調査による計画作成支援業務委託を開始した。
- (3) 多摩川洪水浸水想定区域外（震災）に居住する要支援者を対象とした計画作成支援業務委託においては、委託手法について他自治体の事例も参考に検討を行う。

4 風水害時における要支援者の高齢者・障害者施設での受け入れについて

(1) 高齢者施設

区内特別養護老人ホームの空床を活用した要支援者の受け入れに向け調整をしており、風水害が見込まれる際にはショートステイ等の空床数を高齢福祉課で把握し、保健福祉センター保健福祉課等と情報共有をした上で優先度の高い方から直接避難ができる仕組みを構築する。

(2) 障害者施設

風水害が見込まれる際には短期入所等を活用して優先度の高い要支援者から直接避難ができる仕組みの構築に向け取り組みを進めている。障害特性に応じた要支援者と施設とのマッチングができるよう、障害者地域生活課と保健福祉センター保健福祉課等とで検討・調整を行っている。

5 今後の取り組み

(1) 新規対象者・計画未作成者への調査及び計画の作成

多摩川洪水浸水想定区域外（震災）に居住する要支援者のうち、転入等により新規対象となった者及び計画未作成者に対し、調査票の発送・計画の作成支援に関する取り組みを進める。

(2) 在宅避難推奨にあわせた個別避難計画の見直し

震災時における在宅避難の推奨と整合性のある個別避難計画とするには、調査項目の見直しが必要である。また、震災時の福祉避難所運用の見直しなど、対応方法について今後検討を行う。

(3) 普及・啓発手法等の改善

引き続き、郵送による調査及び回答の状況等について分析を進め、計画の普及・啓発手法等の改善を検討する。

(4) 個別避難計画作成支援に係る訪問調査による委託事業

① 居宅介護支援事業者・指定特定相談支援事業者による計画作成支援

調査票未回答者のうち、高齢者・障害者を対象とした福祉の専門職の訪問調査による計画作成支援業務委託について、多摩川洪水浸水想定区域（風水害・震災）の区内居宅介護支援事業者により先行実施していたものを区内全域の居宅介護支援事業者・指定特定相談支援事業者に拡大するため、受託の意向を事業者を確認し、受託可能な事業者へ業務委託を実施する。（本年8月下旬から意向確認を開始 高齢：約220事業者、障害：約40事業者）

契約方法：単価契約 1件9,240円（消費税等込）

② その他事業者による計画作成支援

調査票未回答者のうち、上記①において受託困難な事業者がある場合や、福祉の専門職との関わりのない要支援者への対応として、一括して業務委託契約を行い、電話による提出の勧奨や聞き取り調査および、訪問等の手段を用いて計画の策定に繋げる。

(5) 風水害時における施設での受け入れ方法の検討

風水害時において要支援者が事前避難できる体制の整備として、福祉避難所として協定を締結している施設や学校等と受け入れ方法について検討する。

(6) 地域づくり等の促進

引き続き、地域振興課をはじめとする関係機関とともに地域関係者への理解促進を進める。

また、社会福祉協議会の地域ボランティアやボランティア協会の災害ボランティアとも連携協力していく。さらに、防災塾等において町会・自治会や防災区民組織、民生委員等の地域活動団体と要支援者の支援について検討する。

6 今後のスケジュール（予定）

令和6年12月 指定特定相談支援事業者等の訪問調査開始

令和7年1月中旬 個別避難計画（震災）発送

その他事業者による計画作成支援業務委託開始

3月31日 令和6年度業務委託完了

※参考

令和6年8月30日 個別避難計画兼調査票（震災）発送 4,057件